

秋田県公報

目次

告示	ページ
字の区域の変更(三二・市町村課)	1
生活保護法による介護機関の指定(三三・福祉政策課)	3
生活保護法による指定介護機関の変更(三四・福祉政策課)	4
麻しん及び日本脳炎予防接種を行う医師(三五・健康対策課)	4
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(三六・秋田中央保健所)	4
結核予防法による医療機関の指定(三七・秋田中央保健所)	4
結核予防法による医療機関の指定(三八・由利本荘保健所)	5
地域森林計画の樹立(三九・森林環境対策室)	5
地域森林計画の変更(四〇、四一・森林環境対策室)	5
地籍調査の成果の認証(四二・農山村振興課)	5
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(四三・都市計画課)	6
都市計画の変更による送付図書の縦覧(四四・都市計画課)	6
秋田県十和田湖公共下水道の管理に関する事務の委託(四五・下水道課)	6
道路区域の変更(四六・道路課)	7
道路区域の変更及び供用開始(四七、四九、五一・道路課)	7
道路の供用開始(五〇・道路課)	8
公告	
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室)	9
土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を適当とする旨の決定(鹿角地域振興局農林部)	10
県営土地改良事業の換地計画の決定(仙北地域振興局仙北平野農村整備事務所)	10
土地改良区の定款変更の認可(雄勝地域振興局農林部)	10

県営土地改良事業の換地計画の決定(雄勝地域振興局農林部)	10
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)	10
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課) 三件	11
選挙管理委員会告示	
政治団体の設立の届出(一)	14
政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(二)	15
政治団体の解散の届出(三)	16
政治団体の収支に関する報告書(四)	17
公職の候補者の資金管理団体の届出(五)	23
公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(六)	23
公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(七)	24
政治団体の収支に関する報告書(八)	24
公安委員会告示	
検定合格者審査の実施(一・生活安全企画課)	25

告 示

秋田県告示第三十二号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、北秋田市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
 右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。
 平成十八年一月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
北秋田市栄字黒滝ノ沢 一〇の一四三から一〇の一四五までの各一部	北秋田市栄字田沢口
北秋田市栄字田沢南山根 四の一部、五の一部、五の二の一部及び これらの区域に隣接する水路である公有地の全	

<p>部並びに五の一、六の三、七の一、七の二、三六の地先の水路である公有地の一部</p>	<p>北秋田市栄字碓岱 一一二から一四までの各一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の一部</p>	<p>北秋田市栄字碓岱 二の二、九六の一部、一〇四の一部、一〇八、一一二から一四までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部</p>	<p>北秋田市栄字田沢口 一の二の一部、七の一部、九の一部、一〇の一部、一一の二の一部、五一の一部、五四の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>北秋田市栄字碓岱 三の二の一部、二六の二の一部、三八の五</p>	<p>北秋田市栄字田沢南山根 一一三の一部</p>	<p>北秋田市栄字岩堰根 五二及びこの区域に隣接する水路である公有地の全部</p>
<p>北秋田市栄字田沢南山根</p>		<p>北秋田市栄字中岱</p>		<p>北秋田市栄字竹原岱</p>		

<p>北秋田市栄字山神岱 二五の一部、五四の一部、一〇〇の二の一部</p>	<p>北秋田市栄字石ノ巻 七の七三</p>	<p>北秋田市栄字重三郎谷地 一七から一九までの各一部、二〇の二から二〇の四までの各一部、二四の二、二六の一部、二七の一部、三一の一部</p>	<p>北秋田市栄字小摩当沢出口 一八の一部、一九の一部</p>	<p>北秋田市栄字重三郎谷地 一、二、四から七まで、一三、一四、一六の一部、二〇の二、二二の一部、二二の二、二六の一部、二八の一部、三二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部</p>	<p>北秋田市栄字彦十郎谷地 六二の二の一部、六四の二の一部、六六の一部</p>	<p>北秋田市栄字小摩当沢出口 一九の一部</p>
<p>北秋田市栄字下夕袋</p>		<p>北秋田市栄字與治兵エ谷地</p>		<p>北秋田市栄字與治兵エ谷地 四の一部、六の一部、七の一部、七の二の一部、一一の二の一部、一一の三の一部、一三の三までの各一部、一四の二、一四の三から一四の三までの各一部、一五の一部、一六の二の一部、一六の三から一六の六までの各一部、一七の一部、一八の二の一部、一八の二の一部</p>		

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
特別養護老人ホーム いさみが岡	湯沢市長	湯沢市山田字勇ヶ岡五十番地	介護老人福祉施設	平成十七年十一月一日
短期入所生活介護事業所 いさみが岡	湯沢市長	湯沢市山田字勇ヶ岡五十番地	短期入所生活介護	平成十七年十一月一日
デイサービスセンター いさみが岡	湯沢市長	湯沢市山田字勇ヶ岡五十番地	通所介護	平成十七年十一月一日
デイサービスセンター 合 歓	社会福祉法人 象潟健成会 理事長	にかほ市象潟町字家の後三十六番地一	通所介護	平成十七年十一月十五日
長沼医院	長 沼 敏 雄	男鹿市船越字本町十三番五	居宅療養管理指導	平成十七年十一月十六日
グループホームのぞみ	有限会社シャトル 代表取締役	山本郡琴丘町鹿渡字東二本柳四十八番地九	認知症対応型共同生活介護	平成十七年十二月一日
社会福祉法人いなかわ福祉会ケアセンターいなかわデイサービスセンター	社会福祉法人いなかわ福祉会 理事長	湯沢市駒形町字八面狐塚五十八番地	通所介護	平成十七年十二月一日
社会福祉法人いなかわ福祉会ケアセンター指定短期入所生活介護事業所	社会福祉法人いなかわ福祉会 理事長	湯沢市駒形町字八面狐塚五十八番地	短期入所生活介護	平成十七年十二月一日
指定訪問介護事業所ひまわりの里	社会福祉法人本荘久寿会 理事長	由利本荘市浜三川字小山口二十番地	訪問介護	平成十七年十二月一日
ショートステイひだまり	有限会社菅原 代表取締役	仙北市田沢湖生保内字下高野七十三番地七十三	短期入所生活介護	平成十七年十二月十五日

一九、二〇の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

北秋田市栄字與治兵エ谷地
二五の二の一部、二五の四の一部、二八、二九の二、二九の三、二九の四、三〇、三六の一部

北秋田市栄字重二郎谷地

三の一に隣接する道路である公有地の一部

秋田県告示第三十三号
生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十八年一月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第三十四号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があつ

たので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
 平成十八年一月十三日

秋田県知事 寺田典城

名 称	株式会社タクト ふれあいセンター		開設者氏名又は名称	有限会社タクト 代表取締役		所在地	大館市御成町三丁目二番一号		変更前	大館市御成町三丁目二番一号		変更後	大館市御成町二丁目十七番十号		サービスの種類	居宅介護支援事業、訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与		変更年月日	平成十五年十月六日	
-----	------------------	--	-----------	---------------	--	-----	---------------	--	-----	---------------	--	-----	----------------	--	---------	-----------------------------	--	-------	-----------	--

秋田県告示第三十五号

各市町村長が予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定により行う麻しん予防接種及び日本脳炎予防接種については、新たに次の医師が次の場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第四条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月十三日

秋田県知事 寺田典城

医師氏名	島田 堅一		医療機関名	島田クリニック		所在地	秋田市川元山下町七番二十一号	
予防接種を行う主たる場所	榎 正行		えのきこどもクリニック	秋田市八橋田五郎二丁目十三番十八号				

秋田県告示第三十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があつたので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示す

る。

平成十八年一月十三日

秋田県知事 寺田典城

名 称	ジャスコ五城目店薬局		所在地	南秋田郡五城目町大川西野字田屋前百三十八		辞退年月日	平成十七年十一月二十日	
-----	------------	--	-----	----------------------	--	-------	-------------	--

秋田県告示第三十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年一月十三日

秋田県知事 寺田典城

名 称	イオンスーパー		所在地	南秋田郡五城目町大川西野字田		指定年月日	平成十七年十二月二十八	
-----	---------	--	-----	----------------	--	-------	-------------	--

センター五城目 店薬局	屋前百三十八	日
----------------	--------	---

秋田県告示第三十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年一月十三日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社長谷川薬局	由利本荘市西目沼田字弁天前四十番地百五十	平成十七年十二月二十六日

秋田県告示第三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、子吉川地域森林計画をたてたので、同法第六条第六項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年一月十三日

秋田県知事 寺田典城

「次のとおり」は省略し、農林水産部農林政策課森林環境対策室及び各地域振興局農林部森づくり推進課において縦覧に供する。

秋田県告示第四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、米代川地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年一月十三日

秋田県知事 寺田典城

「次のとおり」は省略し、農林水産部農林政策課森林環境対策室及び各地域振興局農林部森づくり推進課において縦覧に供する。

秋田県告示第四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、雄物川地

域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年一月十三日

秋田県知事 寺田典城

「次のとおり」は省略し、農林水産部農林政策課森林環境対策室及び各地域振興局農林部森づくり推進課において縦覧に供する。

秋田県告示第四十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月十三日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 調査を行った者の名称
平鹿郡大森町
- (二) 成果の名称
平鹿郡大森町の地籍図及び地籍簿
- (三) 測量及び調査を行った地域
平鹿郡大森町大字上溝の一部
- (四) 実施年度及び認証面積
平成十七年度
- (五) 一・四一平方キロメートル
認証年月日
平成十八年一月四日
- (一) 調査を行った者の名称
大館市
- (二) 成果の名称
大館市の地籍図及び地籍簿
- (三) 測量及び調査を行った地域
大館市大字花岡町・粕田の各一部
- (四) 実施年度及び認証面積
平成十六年度及び平成十七年度
- (五) 一・一四平方キロメートル
認証年月日
平成十八年一月四日
- (一) 調査を行った者の名称
山本郡峰浜村

- (二) 成果の名称
山本郡峰浜村の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
山本郡峰浜村大字石川の一部
実施年度及び認証面積
平成十六年度及び平成十七年度
〇・四八平方キロメートル
認証年月日
平成十八年一月四日
- (三) 調査を行った者の名称
南秋田郡八郎潟町
成果の名称
南秋田郡八郎潟町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
南秋田郡八郎潟町浦大町字豊坂・善知鳥坂の全部
実施年度及び認証面積
平成十六年度及び平成十七年度
〇・一〇平方キロメートル
認証年月日
平成十八年一月四日
- (四) 秋田県告示第四十三号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。
平成十八年一月十三日
- (五) 秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類及び名称
合川都市計画公園（九・六・一号北欧の杜公園）の変更
- 二 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分 北秋田市下杉字上清水沢の一部
- 三 都市計画の変更年月日 平成十八年一月十三日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、にかほ市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十八年一月十三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき図書
仁賀保都市計画公園（六・四・二号仁賀保運動公園）の変更の総括図、計画図及び計画書
- 二 縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、秋田県十和田湖公共下水道の施設のうち青森県の区域に存する施設の管理に関する事務を次の規約のとおり青森県に委託したので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項の規定に基づき、告示する。
平成十八年一月十三日

秋田県知事 寺田典城

秋田県十和田湖公共下水道の管理に関する事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第一条 秋田県は、秋田県十和田湖公共下水道の施設のうち青森県の区域に存する施設の設置、改築、修繕、維持その他の管理に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、青森県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第二条 委託事務の管理及び執行については、青森県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、秋田県の負担とする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、青森県知事が秋田県知事と協議して定める。

この場合において、青森県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を秋田県知事に送付しなければならない。

（条例等の制定等の場合の措置）

第四条 青森県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される青森県の条例等の制定又は改廃があつたときは、直ちに当該条例等を秋田県知事に通知しなければならない。

(補則)
 第五条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、秋田県知事と青森県知事が協議して定める。

附 則

この規約は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県告示第四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十八年一月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

県 道	道路の種類		路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧				
	新	旧	角館長野線	大仙市北長野字板屋八五番二地先から長野字漆原七二番一地先まで	三・六〇～一七・四〇	〇・六二八
	新	旧	角館長野線	〃	八・〇〇～二八・六〇	〇・六二八

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十八年一月十三日から同月二十六日まで

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十八年一月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第四十七号

一 道路の区域及び供用開始の区間

一般国道	道路の種類		路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧				
	新	旧	二百八十五号	大館市比内町新館字館下四九番一地先から扇田字小谷地二番四地先まで	一八・二〇～四三・五〇	〇・二四〇
	新	旧	二百八十五号	〃	一八・二〇～五一・二〇	〇・二四〇

二 供用開始の期日 平成十八年一月十三日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十八年一月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十八年一月十三日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧			
	湯沢雄物川大曲線	湯沢雄物川大曲線	横手市十文字町源田左馬字前田七三番四地先から二六四番四地先まで	九・〇〇〃二三・〇〇	〇・〇四〇
			横手市十文字町源田左馬字前田七三番四地先から二六四番四地先まで	九・〇〇〃二三・〇〇	〇・〇四〇
	湯沢雄物川大曲線	湯沢雄物川大曲線	横手市十文字町源田左馬字前田七三番一地先から二六四番四地先まで	七・五〇〃二三・五〇	〇・〇四一
			横手市十文字町源田左馬字前田七三番一地先から二六四番四地先まで	七・五〇〃二三・五〇	〇・〇四一

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 供用開始の期日 平成十八年一月十三日

秋田県告示第四十九号

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十八年一月十三日

秋田県知事 寺田典城

(二)(一) 場所 建設交通部道路課
期間 平成十八年一月十三日から同月二十六日まで

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧			
	比内大葛鹿角線	比内大葛鹿角線	大館市比内町新館字真館五一番五地先から五九番二地先まで	八・三〇〃二二・五〇	〇・〇九〇
			比内大葛鹿角線	九・〇〇〃二三・七〇	〇・〇九〇

二 供用開始の期日 平成十八年一月十三日

秋田県告示第五十号

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十八年一月十三日

秋田県知事 寺田典城

(二)(一) 場所 建設交通部道路課
期間 平成十八年一月十三日から同月二十六日まで

供用開始の区間	
道路の種類	路線名
県道	角館長野線
	大仙市北長野字板屋八五番二地先から二六番一まで
区	間

- 一 道路の種類
- 二 供用開始の期日 平成十八年一月十三日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県道			金沢吉田柳田線	仙北郡美郷町飯詰字東君堂一〇番八から二〇番九まで		一一・〇〇〇～二二・二〇〇	〇・〇二二
			金沢吉田柳田線	仙北郡美郷町飯詰字東君堂二〇番八から二〇番九まで		一一・四〇〇～二二・〇〇〇	〇・〇二二

- 一 供用開始の期日 平成十八年一月十三日
- 二 道路の種類
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年一月十三日から同月二十六日まで

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月十三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日 平成十七年十二月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人KIDS

- (一) 場所 建設交通部道路課
- 期間 平成十八年一月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第五十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十八年一月十三日

秋田県知事 寺田典城

- 三 代表者の氏名 藤井俊鷹
- 四 主たる事務所の所在地 秋田市保戸野千代田町十五番七号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、在留外国人家庭・海外帰国者及びそれら関係者等に対する日常生活支援及び雇用機会の拡充等を支援するため、日本の自動車運転免許の取得協力を行う。並びに日本の交通法令制度の啓発及び交通安全教育の推進、調査研究、指導や講習会開催、関連資料の作成・配布等を通じて、交通に関わる事故・被害等の発生を防止、地域の安全を図る。加えて、発展途上国における日常生活支援及び雇用機会の拡充等を支援するため、同国において同国法令に基づく正規の自動車運転免許取得の側面協力・交通安全運動への協調、さらに、日本を含む各国の交通に関する法令や制度、道路事情の情報提供を行う。並びに国際交通安全の啓発・啓蒙に係る人的・物的の世界的相互交流を行う事で、国際協力を図り、もって公益に寄与することを目的とする。
- 六 定款の内容変更

法人の目的
特定非営利活動の種類
法人の事業
役員の選任
総会の議長
理事会の議長

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、鹿角郡小坂町大谷土地改良区からなされた土地改良事業計画の変更に係る申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年一月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（大谷地区維持管理事業）変更計画書及び定款の写し

二 縦覧期間 平成十八年一月十六日から同年二月十日まで

三 縦覧場所 鹿角郡小坂町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年一月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（四ツ屋東部地区ほ場整備事業）換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十八年一月十六日から同年二月十日まで

三 縦覧場所 大仙市役所大曲総合支所

二 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（真崎地区ほ場整備事業）換地計画書の写し

三 縦覧期間 平成十八年一月十六日から同年二月十日まで

三 縦覧場所 仙北市神代出張所

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、稲川土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十七年十二月二十八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年一月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（宇留院内地区土地改良総合整備事業（新生産調整型））換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十八年一月十六日から同年二月十日まで

三 縦覧場所 湯沢市役所稲川庁舎

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

窒素酸化物自動測定機 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十八年三月二十四日（金）

(四) 納入場所

秋田県環境センター 大気測定局大曲局

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年一月十三日(金)から同月二十三日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十八年一月二十七日(金)午前十時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

電子計算組織 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十八年三月二十四日(金)

(四) 納入場所

秋田県立大館国際情報学院高等学校

今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

電子計算組織 一式 平成十八年一月ころ

一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

平成十七年七月一日(金)

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

資格に係る申請

資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十八年一月二十七日(金)までに提出すること。

審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十八年一月二十七日(金)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年一月十三日(金)から同年二月六日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十八年二月十日(金)午前十時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語及び通貨

(二) 日本語及び日本国通貨
入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Computing Equipment
- 2 Time-limit of tender : 10:30 A.M. 10 February, 2006
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

電子計算組織 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十八年三月二十四日(金)

(四) 納入場所

秋田県立秋田工業高等学校

(五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

自動設計製図装置 一式 平成十八年一月ころ

(六) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

平成十七年七月一日(金)

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(二) 資格に係る申請

(一) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十八年一月二十七日(金)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年一月十三日(金)から同年二月六日(月)

までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十八年二月十日(金)午前十時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条

までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

日本語及び日本国通貨

日本語及び日本国通貨

- (二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。
 - (四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
 - (五) 契約書作成の要否

要
 - (六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
 - (七) その他

詳細は、入札説明書による。
 - 七 概要

Summary

 - 1 Nature and quantity of item to be purchased : Computing Equipment
 - 2 Time-limit of tender : 10:45 A.M. 10 February, 2006
 - 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738
- 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
- 平成十八年一月十三日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品の名称及び数量
 - 自動設計製図装置 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
 - 入札説明書及び仕様書による。

- (三) 納入期限

平成十八年三月二十四日(金)
- (四) 納入場所

秋田県立能代工業高等学校
- (五) 今後調達予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

パーソナルコンピュータ 五十台 平成十八年一月ころ
- (六) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

平成十七年七月一日(金)
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
 - (一) 入札に参加する者に必要な資格
 - 1) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - 2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - 3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (二) 資格に係る申請
 - 1) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十八年一月二十七日(金)までに提出すること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
 - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年一月十三日(金)から同年二月六日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所

平成十八年二月十日(金)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
 - (一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨
 - (二) 入札の方法

- (三) 入札の無効
秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。
- (四) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (五) 契約書作成の要否 要
提出書類等
- (六) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (七) その他
詳細は、入札説明書による。

一 政党

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党秋田県秋田市第六支部	佐藤 敬夫	三浦 緑	秋田市新屋比内町六番十号	平成十七年十二月七日
自由民主党秋田県由利本荘市第一支部	小田 美恵子	佐々木 正	由利本荘市川口字上菅蒲崎二十八番地一	平成十七年十二月二十六日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
伊藤さとり後援会	阿部 和夫	今野 工	にかほ市金浦字塩焚浜四十二番地二十二	平成十七年十二月二日
大淵與吉後援会	小野 運之助	大淵 貞雄	男鹿市鵜木字大道下百九十九番地	平成十七年十二月五日

七 概要

- Summary
- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Computer Aided Design
 - 2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 10 February, 2006
 - 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

選挙管理委員会告示

秋選管告示第一号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、平成十七年十二月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成十八年一月十三日
秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

政治団体の名称		異動事項		届出年月日
自由民主党仙北支部	自由民主党能代支部	会計責任者	新 内 旧 容	
民主党秋田県第三区総支部	主たる事務所の所在地	湯沢市柳町一丁目三番十一号	熊谷 健	平成十七年十二月六日
主たる事務所の所在地	大仙市横堀字表木十八番地	横手市平鹿町浅舞字福田二百八十六番地	原 盛 一	平成十七年十二月二十二日
代表者	伊藤 稔	塚本 民雄		

秋選管告示第二号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、平成十七年十二月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった

旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十八年一月十三日
 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

中田敏彦後援会	中田 敏彦	越前好文	男鹿市福米沢字福米百一番地	平成十七年十二月九日
吉田仁吉郎後援会	吉田 稲穂	三浦 理 哉	北秋田市阿仁銀山字下新町百三番地	"
榊原均後援会	阿部 勝雄	榊原 澄子	にかほ市象潟町字五丁目塩越六十五番地	平成十七年十二月十三日
船木重秋後援会	船木 重右工門	吉田 政美	男鹿市弘戸字渡部二十七番地	平成十七年十二月二十一日
阿部幸基後援会	阿部 幸基	斉藤 準一	潟上市飯田川和田妹川字御伊勢山七十一番地四	平成十七年十二月二十六日
黒澤芳彦後援会	金 忠雄	細田 和雄	北秋田市米内沢字黒沢十五番地二十一	平成十七年十二月二十七日
田口ひさよし後援会	高田 慎一	田口 美由紀	仙北市田沢湖生保内字黒沢百七十一番地	"

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
小畑元後援会	代 表 者	三 浦 清 久	新	平成十七年十二月五日
鬼川頼男後援会	代 表 者	堀 内 勝 彦	旧	〃
ことおか寺田すけしろ後援会	会 計 責 任 者	相 沢 光 子	新	平成十七年十二月十三日
「市民がつくる市民のための鴻上ネット」中川光博後援会	主たる事務所の所在地	潟上市天王字北野二百二十三番地二百九	旧	平成十七年十二月二十一日
佐々木こうじ後援会	会 計 責 任 者	芳 賀 明	新	平成十七年十二月二十六日
		三 浦 淑 宏	旧	
		加 藤 彦 次 郎	新	平成十七年十二月十三日
		鬼 川 頼 男	旧	〃
		緑 川 賢 一	旧	平成十七年十二月五日

秋選管告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十七年十二月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十八年一月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 政党

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党秋田県仙北郡第三支部	平成十七年九月七日	平成十七年十二月一日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
太田町原盛一後援会	平成十七年十一月十七日	平成十七年十二月一日

角館町原盛一後援会	〃	〃
神岡町原盛一後援会	〃	〃
協和町原盛一後援会	〃	〃
盛政会	平成十七年九月七日	〃
仙南村原盛一後援会	平成十七年十月二十九日	〃
千畑町原盛一後援会	〃	〃
田沢湖町原盛一後援会	平成十七年十一月十七日	〃
西木村原盛一後援会	〃	〃

原盛一後援会	平成十七年十一月十七日	平成十七年十二月一日
原盛一後援会連絡協議会	"	"
六郷町原盛一後援会	"	"
伊藤長一後援会	平成十七年十一月三十日	平成十七年十二月二日
田口良一後援会	"	平成十七年十二月五日
南外村原盛一後援会	平成十七年十一月十七日	"
西仙北町原盛一後援会	"	"
浜田あきら後援会	"	"
平元鉄雄後援会	平成十七年六月十二日	平成十七年十二月六日
たかの昭次後援会	平成十七年十一月三十日	平成十七年十二月七日
豊かな大地を育む会	"	"
高階房夫後援会	平成十七年十二月三日	平成十七年十二月十二日
三浦孝郎後援会	平成十七年十二月五日	"
菊地きよし後援会	平成十七年十一月三十日	平成十七年十二月十四日
斎藤文一後援会	平成十七年十二月十六日	平成十七年十二月十六日
大場良太郎後援会	平成十七年十二月十五日	平成十七年十二月十九日
佐藤一後援会	"	平成十七年十二月二十日

佐藤十内後援会	平成十七年十二月二十日	平成十七年十二月二十一日
岩川てつ後援会	平成十七年十一月三十日	平成十七年十二月二十二日
遠藤幸次を支援する会	"	"
おの洋子を支える会	平成十七年十二月二十一日	平成十七年十二月二十六日
山内村柴田康二郎後援会	平成十七年十二月二十八日	平成十七年十二月二十八日
鈴木勇一郎を励ます会	平成十七年十二月二十六日	"
畠山富男後援会	平成十七年十二月二十八日	"

秋選管告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成十八年一月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

(1) 政党

政治団体の名称 自由民主党秋田県山北郡第三支部

報告年月日 平成17年12月1日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

イ 収入・支出の内訳

(ア) 支出の内訳

171,024円
171,024円
0円
167,723円

経常経費	78,473円
人件費	35,000円
備品・消耗品	17,095円
事務所費	26,378円
政治活動費	89,250円
組織活動費	89,250円
合計	167,723円

(2) その他の政治団体

政治団体の名称 太田町原盛一後援会

報告年月日 平成17年12月1日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

イ 収入・支出の内訳

(ア) 支出の内訳

経常経費

人件費

備品・消耗品

事務所費

合計

政治団体の名称 角館町原盛一後援会

報告年月日 平成17年12月1日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

イ 収入・支出の内訳

(ア) 支出の内訳

経常経費

人件費

事務所費

合計

78,473円
35,000円
17,095円
26,378円
89,250円
89,250円
167,723円
40,456円
40,456円
0円
34,315円
34,315円
15,000円
6,315円
13,000円
34,315円
28,195円
28,195円
0円
14,000円
14,000円
6,000円
8,000円
14,000円

政治団体の名称 神岡町原盛一後援会
報告年月日 平成17年12月1日
ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

政治団体の名称 協和町原盛一後援会

報告年月日 平成17年12月1日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

政治団体の名称 盛政会

報告年月日 平成17年12月1日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

政治団体の名称 仙南村原盛一後援会

報告年月日 平成17年12月1日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

政治団体の名称 千畑町原盛一後援会

報告年月日 平成17年12月1日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

1,005円
1,005円
0円
0円
11,965円
11,965円
0円
0円
898円
898円
0円
0円
26,103円
26,103円
0円
0円
8,637円
8,637円
0円
0円

政治団体の名称	田沢湖町原盛一後援会		
報告年月日	平成17年12月1日		
ア 収入・支出の総額			
(ア) 収入総額		31,500円	
前年からの繰越額		31,500円	
本年の収入額		0円	
(イ) 支出総額		27,960円	
イ 収入・支出の内訳			
(ア) 支出の内訳			
経常経費		27,960円	
人件費		15,000円	
備品・消耗品		4,710円	
事務所費		8,250円	
合 計		27,960円	
政治団体の名称	西木村原盛一後援会		
報告年月日	平成17年12月1日		
ア 収入・支出の総額			
(ア) 収入総額		2,121円	
前年からの繰越額		2,121円	
本年の収入額		0円	
(イ) 支出総額		0円	
政治団体の名称	原盛一後援会		
報告年月日	平成17年12月1日		
ア 収入・支出の総額			
(ア) 収入総額		333円	
前年からの繰越額		333円	
本年の収入額		0円	
(イ) 支出総額		0円	
政治団体の名称	原盛一後援会連絡協議会		
報告年月日	平成17年12月1日		
ア 収入・支出の総額			
(ア) 収入総額		95,143円	
前年からの繰越額		95,143円	
本年の収入額		0円	
(イ) 支出総額		82,695円	
イ 収入・支出の内訳			
(ア) 支出の内訳			
経常経費		35,095円	
人件費		15,000円	
備品・消耗品		12,095円	
事務所費		8,000円	
政治活動費		47,600円	
組織活動費		47,600円	
合 計		82,695円	
政治団体の名称	六郷町原盛一後援会		
報告年月日	平成17年12月1日		
ア 収入・支出の総額			
(ア) 収入総額		10,972円	
前年からの繰越額		10,972円	
本年の収入額		0円	
(イ) 支出総額		0円	
政治団体の名称	南外村原盛一後援会		
報告年月日	平成17年12月5日		
ア 収入・支出の総額			
(ア) 収入総額		6,198円	
前年からの繰越額		6,198円	
本年の収入額		0円	
(イ) 支出総額		0円	
政治団体の名称	西仙北町原盛一後援会		
報告年月日	平成17年12月5日		
ア 収入・支出の総額			
(ア) 収入総額		36,962円	
前年からの繰越額		36,962円	
本年の収入額		0円	
(イ) 支出総額		25,865円	
イ 収入・支出の内訳			
(イ) 支出の内訳			
経常経費		25,865円	
人件費		10,000円	
備品・消耗品		7,865円	

事務所費

合計 8,000円

政治団体の名称 浜田あきら後援会

報告年月日 平成17年12月5日

収入・支出の総額

(ア) 収入総額 9,640円

前年からの繰越額 9,640円

本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 0円

政治団体の名称 平元鉄雄後援会

報告年月日 平成17年12月6日

収入・支出の総額

(ア) 収入総額 108,803円

前年からの繰越額 108,803円

本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 108,803円

収入・支出の内訳

(ア) 支出の内訳 政治活動費 108,803円

寄附・交付金 108,803円

合計 108,803円

政治団体の名称 たかの昭次後援会

報告年月日 平成17年12月7日

収入・支出の総額

(ア) 収入総額 18,143,592円

前年からの繰越額 2,112,094円

本年の収入額 16,031,498円

(イ) 支出総額 17,869,331円

収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳 寄附 17,869,331円

個人からの寄附 3,000,000円

政治団体からの寄附 12,655,918円

合計 15,655,918円

【寄附の内訳】

個人からの寄附

高野裕子 1,500,000円 大仙市

中島規道 1,500,000円 大仙市

小計 3,000,000円

政治団体からの寄附

豊かな大地を育む会 12,655,918円 大仙市

小計 12,655,918円

合計 15,655,918円

その他の収入 375,580円

合計 16,031,498円

(イ) 支出の内訳

経常経費 14,236,696円

人件費 8,843,155円

光熱水費 345,929円

備品・消耗品 1,178,708円

事務所費 3,868,904円

政治活動費 3,632,635円

組織活動費 1,378,045円

機関紙誌の発行その他の事業費 2,254,590円

宣伝事業費 2,254,590円

合計 17,869,331円

政治団体の名称 豊かな大地を育む会

報告年月日 平成17年12月7日

収入・支出の総額

(ア) 収入総額 12,679,918円

前年からの繰越額 4,329,900円

本年の収入額 8,350,018円

(イ) 支出総額 12,679,918円

収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳 寄附 12,679,918円

個人からの寄附 8,350,000円

合計 8,350,000円

【寄附の内訳】

個人からの寄附

野 裕 子	1,500,000円	大仙市
高 野 昭 次	4,500,000円	大仙市
横 山 茂 男	100,000円	大仙市
齋 藤 浩 英	300,000円	大仙市
佐 藤 光 男	200,000円	大仙市
渡 辺 勇 昇	50,000円	大仙市
丸 谷 勇 八	50,000円	大仙市
佐々木 啓 友	50,000円	大仙市
榊 田 玉 江	50,000円	大仙市
照 井 行 成	50,000円	美郷町
中 島 規 道	1,500,000円	大仙市
小 計	8,350,000円	
合 計	8,350,000円	
その他の収入	18円	
合 計	8,350,018円	
(イ) 支出の内訳		
政治活動費	12,679,918円	
組織活動費	24,000円	
寄附・交付金	12,655,918円	
合 計	12,679,918円	
政治団体の名称 三浦孝郎後援会		
報告年月日 平成17年12月12日		
ア 収入・支出の総額		
(ア) 収入総額	151,739円	
前年からの繰越額	39,739円	
本年の収入額	112,000円	
(イ) 支出総額	151,739円	
イ 収入・支出の内訳		
(ア) 収入の内訳		
寄附		
個人からの寄附	63,000円	
合 計	63,000円	
【寄附の内訳】		
個人からの寄附		
その他の寄附	63,000円	

小 計	63,000円
合 計	63,000円
機関紙誌の発行その他の事業による収入	49,000円
合 計	112,000円
(イ) 支出の内訳	
経常経費	686円
事務所費	686円
政治活動費	151,053円
機関紙誌の発行その他の事業費	151,053円
その他の事業費	151,053円
合 計	151,739円
政治団体の名称 斎藤文一後援会	
報告年月日 平成17年12月16日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	172,348円
前年からの繰越額	56,348円
本年の収入額	116,000円
(イ) 支出総額	171,974円
イ 収入・支出の内訳	
(ア) 収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	33,000円
機関紙誌の発行その他の事業による収入	83,000円
合 計	116,000円
(イ) 支出の内訳	
経常経費	2,500円
備品・消耗品	2,500円
政治活動費	169,474円
組織活動費	169,474円
合 計	171,974円
政治団体の名称 大場良太郎後援会	
報告年月日 平成17年12月19日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	14,555円
前年からの繰越額	14,555円

本年の収入額	0円	前年からの繰越額	205,566円
(イ) 支出総額	14,555円	本年の収入額	0円
イ 収入・支出の内訳		(イ) 支出総額	0円
(ア) 支出の内訳		政治団体の名称 鈴木勇一郎を励ます会	
政治活動費	14,555円	報告年月日 平成17年12月28日	
組織活動費	14,555円	ア 収入・支出の総額	
合 計	14,555円	(ア) 収入総額	473,714円
政治団体の名称 佐藤一後援会		前年からの繰越額	143,213円
報告年月日 平成17年12月20日		本年の収入額	330,501円
ア 収入・支出の総額		(イ) 支出総額	473,714円
(ア) 収入総額	13,095円	イ 収入・支出の内訳	
前年からの繰越額	13,095円	(ア) 収入の内訳	
本年の収入額	0円	個人の負担する党費又は会費	30,500円
(イ) 支出総額	13,095円	寄附	61人
イ 収入・支出の内訳		個人からの寄附	300,000円
(ア) 支出の内訳		合 計	300,000円
経常経費	13,095円	【寄附の内訳】	
事務所費	13,095円	個人からの寄附	
合 計	13,095円	鈴木 勇一郎	300,000円
政治団体の名称 佐藤十内後援会		小 計	300,000円
報告年月日 平成17年12月21日		合 計	300,000円
ア 収入・支出の総額		その他の収入	1円
(ア) 収入総額	2,953円	合 計	330,501円
前年からの繰越額	2,953円	(イ) 支出の内訳	
本年の収入額	0円	経常経費	73円
(イ) 支出総額	2,953円	備品・消耗品	73円
イ 収入・支出の内訳		政治活動費	473,641円
(ア) 支出の内訳		選挙関係費	241,906円
政治活動費	2,953円	機関紙誌の発行その他の事業費	231,735円
その他の経費	2,953円	機関誌の発行事業費	231,735円
合 計	2,953円	合 計	473,714円
政治団体の名称 山内村柴田康二郎後援会		政治団体の名称 畠山富男後援会	
報告年月日 平成17年12月28日		報告年月日 平成17年12月28日	
ア 収入・支出の総額		ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	205,566円		

(ア) 収入総額 34,342円
 前年からの繰越額 34,342円
 本年の収入額 0円
 (イ) 支出総額 34,342円
 1 収入・支出の内訳
 (ア) 支出の内訳
 政治活動費 34,342円
 組織活動費 34,342円
 合計 34,342円
 2 収入及び支出のない団体
 その他の政治団体

高階房夫後援会	平成17年12月12日
菊地きよし後援会	平成17年12月14日
岩三つてつ後援会	平成17年12月22日
遺藤幸次を支援する会	"
おの洋子を交える会	平成17年12月26日

政治団体の名称	報 告 年 月 日
伊藤豊一後援会	平成17年12月2日
田口良一後援会	平成17年12月5日

秋選管告示第五号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、
 次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の
 規定に基づき、告示する。
 平成十八年一月十三日
 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出した者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	
阿 部 幸 基	潟上市議会議員 (現職)	阿部幸基後援会	潟上市飯田川和田妹川字御伊勢山七十一番地四	平成十七年十二月二十六日

秋選管告示第六号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、
 次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十

九条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十八年一月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新 内 容	届出年月日
				新 旧	

黒 沢 龍 己	仙北市議会 議員(現職)	黒沢たつみ後援会	代 表 者	黒 沢 龍 己	黒 沢 亀 雄	平成十七年十二月二十一日
京 野 公 子	衆議院議員 (候補者となつとす る者)	京野公子後援会	主たる事務所 の所在地	湯沢市田町一丁目三番二十九号	湯沢市柳町一丁目三番十一号	平成十七年十二月二十七日

秋選管告示第七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、
次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十

九条の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成十八年一月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	取り消した資金管理団体		届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	
原 盛 一	県議会議員(旧現職)	盛政会	大仙市板見内字弥兵工谷地二百三十八番地	平成十七年十二月一日
伊 藤 長 一	大仙市議会議員(候補者となつとする者)	伊藤長一後援会	大仙市太田町中里字二十町六十四番地	平成十七年十二月二日
高 野 昭 次	大仙市長(候補者となつとする者)	豊かな大地を育む会	大仙市大曲丸の内町二番十四号	平成十七年十二月七日

秋選管告示第八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により、
政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十條第一項の規定に基
種類 平成17年12月31日まで提出された政治資金規正法第12条第1項の規定に

つき、その要旨を公表する。
平成十八年一月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

よる報告書
報告書の要旨
平成16年分
その他の政治団体
政治団体の名称 ささき十三夫後援会

報告年月日 平成17年12月27日
ア 収入・支出の総額
イ 収入総額
ロ 前年からの繰越額
ハ 本年の収入額
ニ 支出総額

秋田県公安委員会告示第5号

平成18年1月13日(金曜日)

秋田県公安委員会告示第5号
警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条に規定する審査(以下「検定合格者審査」という。)を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)附則第9条に基づき、公示する。
平成18年1月13日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

1 検定合格者審査の種別及び実施日時

(1) 施設警備業務に係る2級の検定合格者審査
平成18年2月14日(火) 午前の部 午前9時から正午まで
午後の部 午後2時から午後5時まで

(2) 交通誘導警備業務に係る2級の検定合格者審査

ア 平成18年2月16日(木) 午前の部 午前9時から正午まで
午後の部 午後2時から午後5時まで

イ 平成18年2月21日(火) 午前の部 午前9時から正午まで
午後の部 午後2時から午後5時まで

ウ 平成18年2月28日(火) 午前9時から正午まで

2 実施場所
秋田市寺内字神屋敷35番地1 秋田県青少年交流センター 3階中研修室

3 定員
各検定合格者審査ともに30人とする。

4 申請手続き

(1) 受付期間

日曜日、土曜日を除き、平成18年1月13日(金)から同月27日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、定員になり次第受付を締め切る。

(2) 申請場所

申請者の住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類等

ア 検定審査申請書

イ 審査申請書を提出する前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものの1枚

ウ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則第8

条の合格証(以下「旧検定合格証」という。)の写し。ただし、秋田県公安委員会以外の公安委員会から旧検定合格証の交付を受けている場合において、住所地を管轄する警察署に申請するときは、住所地を疎明する資料(住民票の写し、運転免許証の写し等)を、営業所を管轄する警察署に申請するときは、当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書等)を添付すること。

(4) その他

検定審査申請書の提出は、申請者本人又は営業所従業員等によることとする。

5 手数料

4,700円

検定審査申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。ただし、検定審査申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は検定合格者審査を受けなかった場合には、手数料は返還しない。

6 その他

(1) 検定合格者審査に際しては、筆記用具及び運動靴(内履き)を持参すること。

(2) 検定合格者審査当日は、開始30分前から受け付けを開始するので、申請者は、旧検定合格証を係員に示して受け付けを終えること。

(3) 検定合格者審査は、1枚2枚を除き、受付順にいずれかの部を指定する。

(4) 検定合格者審査について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話018 863 1111 内線3043、3044)に問い合わせること。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄